

主要事業の利用状況と整備計画の進捗状況について

会議資料

1 保育事業

(1) 実施状況（平成27年9月1日現在）

- ・市全体の定員に対する入所率は93%で、ニーズ量に対して提供体制を確保できている状況です。
- ・入所者数は、前年対比104%（250人増）となっています。
- ・平成27年度は、私立大門保育園の改築や若松保育園、大西保育園の遊戯室を保育室としても利用するなどして、入所定員を120名増員しました。
- ・また、常勤保育士を公私立あわせ37名（公立13名、私立24名）増員しました。
- ・岡崎区域では、定員に対する入所率は100%となっており、周辺区域の保育園も含め提供体制を確保しています。

全市の状況（53園）

午前8時～午後5時30分を超える保育

区分	定員	入所者数	定員 - 入所者数 (入所者数 / 定員)	延長保育実績	延長利用割合
0歳児		180		94	
1 - 2歳児		1,934		879	
3 - 5歳児		5,186		1,729	
計	7,840	7,300	540(93%)	2,702	37.0%

区域別の状況

中央区域（15園）

区分	定員	入所者数	定員 - 入所者数 (入所者数 / 定員)	延長保育実績	延長利用割合
0歳児		63		38	
1 - 2歳児		643		314	
3 - 5歳児		1,595		587	
計	2,460	2,301	159(94%)	939	40.8%

岡崎区域（5園）

区分	定員	入所者数	定員 - 入所者数 (入所者数 / 定員)	延長保育実績	延長利用割合
0歳児		19		12	
1 - 2歳児		258		158	
3 - 5歳児		602		245	
計	880	879	1(100%)	415	47.2%

大平区域（5園）

区分	定員	入所者数	定員 - 入所者数 (入所者数 / 定員)	延長保育実績	延長利用割合
0歳児		17		5	
1 - 2歳児		187		68	
3 - 5歳児		526		135	
計	780	730	50(94%)	208	28.5%

東部区域（4園）

区 分	定員	入所者数	定員 - 入所者数 (入所者数 / 定員)	延長保育実績	延長利用割合
0歳児	/	11	/	4	/
1 - 2歳児		65		22	
3 - 5歳児		285		75	
計	410	361	49(88%)	101	28.0%

岩津区域（6園）

区 分	定員	入所者数	定員 - 入所者数 (入所者数 / 定員)	延長保育実績	延長利用割合
0歳児	/	22	/	12	/
1 - 2歳児		233		114	
3 - 5歳児		669		238	
計	990	924	66(93%)	364	39.4%

矢作区域（7園）

区 分	定員	入所者数	定員 - 入所者数 (入所者数 / 定員)	延長保育実績	延長利用割合
0歳児	/	32	/	17	/
1 - 2歳児		290		113	
3 - 5歳児		728		251	
計	1,110	1,050	60(95%)	381	36.3%

六ツ美区域（6園）

区 分	定員	入所者数	定員 - 入所者数 (入所者数 / 定員)	延長保育実績	延長利用割合
0歳児	/	16	/	6	/
1 - 2歳児		223		81	
3 - 5歳児		655		166	
計	960	894	66(93%)	253	28.3%

額田区域（5園）

区 分	定員	入所者数	定員 - 入所者数 (入所者数 / 定員)	延長保育実績	延長利用割合
0歳児	/	0	/	0	/
1 - 2歳児		35		9	
3 - 5歳児		126		32	
計	250	161	89(64%)	41	25.5%

(2) 整備状況

ア 岩津区域（百々保育園）

平成27年12月中旬から新園舎に移転予定

平成28年度定員変更 改築前195 改築後210（案）

イ 矢作区域（渡保育園）

平成28年1月下旬から新園舎に移転予定

平成28年度定員変更 改築前140 改築後150（案）

ウ その他（予定）

平成28・29年度 山中保育園（東部区域）で園舎建替え工事を実施予定

平成28・29年度 美合保育園（大平区域）で園舎一部増改築工事を実施予定

(3) 延長保育

保育標準時間（11時間）を超えて保育を行うサービス

平成26年度 市内36園で実施

平成27年度 六名南保育園、大門保育園、六ツ美北保育園で新たに実施

平成28年度 藤川保育園、緑丘保育園で新たに実施予定

2 教育事業の実施状況（平成27年5月1日現在）

全市の状況

施設名	園数	定員	入園者数	定員 - 入園者数 (入園者数 / 定員)
公立幼稚園	3	520	473	47(91%)
私立幼稚園	22	5,673	5,326	347(94%)
認定こども園	2	70	42	28(60%)
計	27	6,263	5,841	422(93%)

- ・市全体の定員に対する入所率は93%で、ニーズ量に対して提供体制を確保できている状況です。
- ・入所者数は、前年対比99%（32人減）となっています。
公立幼稚園3園は、平成29年度から幼保連携型認定こども園に移行します。
現在の定員数を前提として、1号認定こどもと2号認定こどもの割合について、平成31年度までに段階的に見直していく予定です。

3 放課後児童健全育成事業

(1) 実施状況（平成27年5月1日現在）

- ・利用者数は当初の見込みのとおりに増加しており、ニーズの高まりがみられます。
- ・待機児童数が185人（前年同期91人）生じており、計画的な整備が必要です。

全市の状況

区分	受入定員	H27利用者数	H26利用者数	利用希望者数	待機児童数
低学年	2,410	1,905	1,880	2,038	133
高学年		308	211	360	52
計	2,410	2,213	2,091	2,398	185

学区別の状況（クラブ利用者のいる学区のみ）

学区	利用者数		待機児童数
	低	高	
梅園	65	1	0
根石	41	18	0
男川	63	2	23
美合	38	15	0
緑丘	60	7	4
羽根	72	7	12
岡崎	67	14	28
六名	86	10	0
三島	47	8	0
竜美丘	66	0	29
連尺	63	4	0
広幡	59	13	26
井田	122	8	27
愛宕	17	7	0
福岡	73	34	0
竜谷	1	0	0
藤川	26	9	0
山中	35	2	0

学区	利用者数		待機児童数
	低	高	
本宿	37	3	0
細川	61	5	2
岩津	61	3	3
大樹寺	28	9	0
大門	60	6	0
矢作東	60	25	0
矢作北	62	7	6
矢作西	33	4	0
矢作南	80	6	10
六美中	17	5	0
六美北	60	5	13
六美南	53	11	0
城南	27	0	0
上地	84	20	0
小豆坂	56	13	0
北野	44	15	0
六美西	60	5	2
豊富	21	7	0

(2) 整備状況

- ア 井田学区 こどもの家敷地内に建物リースで開設予定
- イ 大樹寺学区 小学校の余裕教室を改修し開設予定
- ウ 六ツ美西部学区 こどもの家敷地内に建物リースで開設予定
- エ 竜美丘学区 開設場所の調整のため次年度以降に繰り越し
（今年度は、こどもの家の造形図書室を拡張し、放課後の居場所を拡大）
- オ 豊富学区 こどもの家と同時整備。平成28年度に整備予定

4 その他の事業の整備状況

- (1) 保育園における一時預かり
大門保育園で平成27年度に開始
- (2) 地域子育て支援拠点事業
地域交流センター六ツ美分館(悠紀の里)で平成27年度につどいの広場を開設

地域交流センター六ツ美分館(悠紀の里)「つどいの広場」プレイルーム



事業計画の変更について

1 あらまし

岡崎市では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と、業務の円滑な実施を目的に「おかざきっ子 育ちプラン（岡崎市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

子ども・子育て支援新制度においては、市町村が主体となり、計画に沿って事業を進め、国や県はそれを技術的・財政的に支援することされています。そのため市町村が計画にない新たな事業をすすめたい場合などにおいては、安定的に支援を受けるためにも、計画を変更することが必要となります。

この度、次の2点について計画を変更したいため、子ども・子育て支援法の規定により、委員の皆様の見解を伺うものです。



2 変更する内容

(1) 利用者支援事業（計画書 P47）

利用者支援事業（母子保健型）を平成 28 年度より新たに実施（※資料 1 参照）

【利用者支援事業（母子保健型）】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う事業

(2) 放課後児童健全育成事業（計画書 P52）

放課後子ども総合プランについて、次世代対策推進法の行動計画策定指針に基づき、一体型の目標事業量などについて追記

岡崎市の基本的な考え方

- ・ 放課後児童クラブ(学童保育)：ニーズに対応できるよう計画的に整備をすすめる。
- ・ 放課後子ども教室：学区こどもの家を基本に、平成 31 年度までに全小学校区において実施を目指す。
- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、すべての子どもが放課後を安全安心に過ごすことのできる環境を整備する。

小学校敷地内で両事業を一体型で実施する平成 31 年度の目標事業量

⇒ 広幡小学校、豊富小学校の 2 か所

(4) 利用者支援事業

事業概要

子育て中の親子の身近な場所において、利用者支援専門職員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

▶ 提供区域

市全域

①全市の量の見込みと確保の内容

■基本型

単位(箇所)

全体	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保の内容	0	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

※基本型は、子どもとその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で当事者目線の寄り添い型の支援を行う事業です。

■母子保健型

単位(箇所)

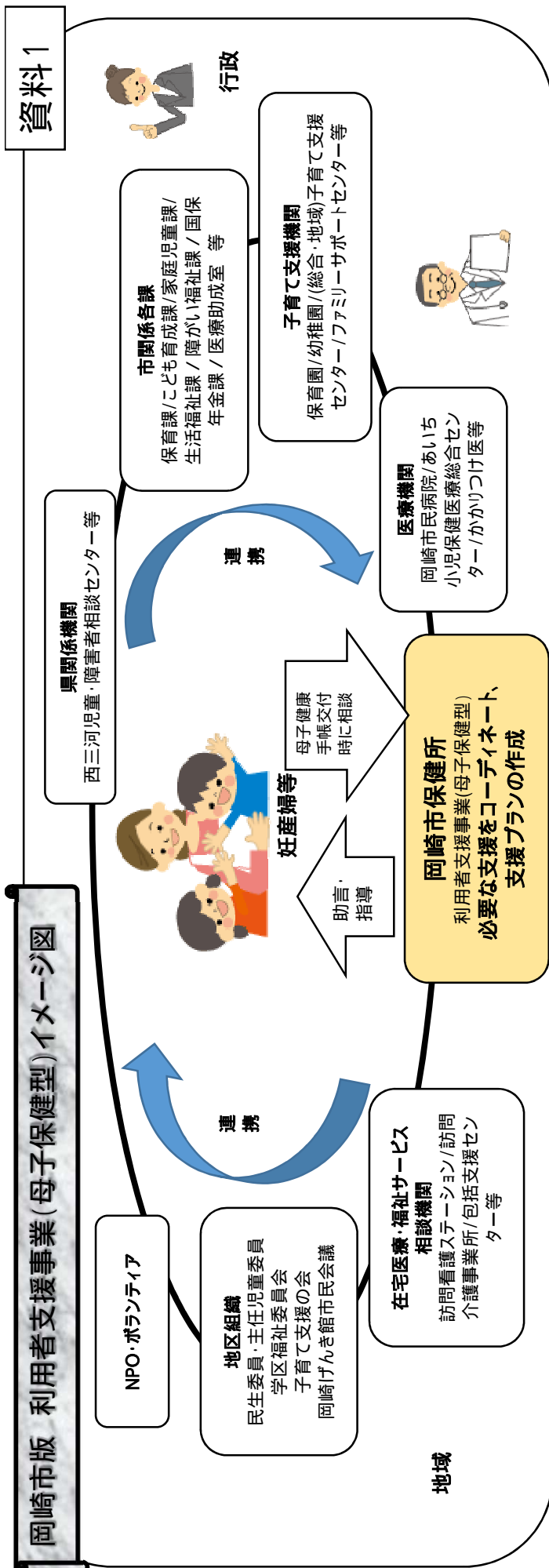
全体	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保の内容	0	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

※母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健所等において、助産師、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う事業です。

提供体制の考え方

- **基本型**については、平成28年度から総合子育て支援センターで実施を予定しています。利用者支援専門職員を中心に情報集約を行いながら、保育園、認定こども園等の利用調整を行う担当職員と連携し、家庭の希望や状況に応じた的確な情報提供やきめ細かな相談対応の充実を図ります。
以降、利用状況、施設環境などを勘案して、地域子育て支援拠点での実施を検討します。
- **母子保健型**については、平成28年度から保健所で実施を予定しています。助産師、保健師等、母子保健事業に関する専門知識をもつ専任のコーディネーターを配置し、相談体制の充実を図ります。また、支援を必要とする妊産婦に包括的な支援を行うことができるよう、母子保健や子育て支援を行う関係機関とのネットワークの整備を進めます。

岡崎市版 利用者支援事業(母子保健型)イメージ図



市保健部	妊婦・乳児健康診査/妊婦歯科健康診査/パートナー歯周疾患健診/産後歯周疾患健診 4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康診査・3歳児健康診査
	妊娠相談・妊婦相談 ハイリスク妊産婦保健指導/新生児・乳幼児訪問指導 小児医療給付(養育医療・育成医療・小児慢性特定疾病医療)
	まちかど保健室(妊婦乳児健康相談/出産前後小児保健指導事業/おっぱい相談/離乳食相談/歯科相談(乳歯のケア)/ 育児相談/お兄ちゃん・お姉ちゃん子育て応用講座)/子ども発達サポート事業 予防接種(肺炎球菌、Hib、四種混合、MR、BCG、日本脳炎、水痘)
市こども部等	産前産後ホームヘルプサービス 産前保育 乳児家庭全戸訪問事業 産後保育 子育て短期支援事業/養育支援家庭訪問事業 子育て支援の会/育児相談/すくすくテレホン/家庭児童相談
その他機関	不妊・不育専門相談事業 女性の健康何でも相談 育児もしもキヤッチ/子ども・家庭110番 養護相談/一時保護/里親・乳児院・児童養護施設 養子縁組

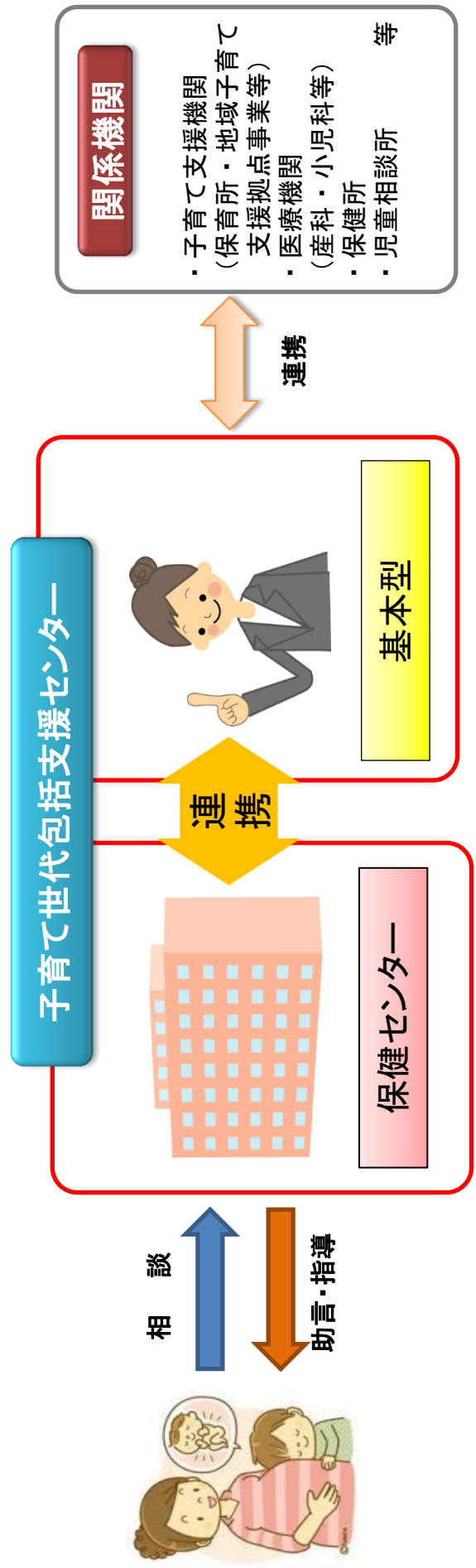


4-3. 市町村保健センターと利用者支援事業(基本型)の連携により実施

国の資料 抜粋

(事業イメージ) 市町村が設置した保健センターの保健師と利用者支援事業(基本型)のコーディネーターが、緊密に連携して実施する方法
 ※コーディネーターの研修、スーパーバイズ、システム改修など従来の市町村保健センターの取り組みに付加する機能について、利用者支援事業(母子保健型)を活用し、充実・強化することも想定

(実施例) 堺市、浦安市(利用者支援事業(特定型)との連携)など

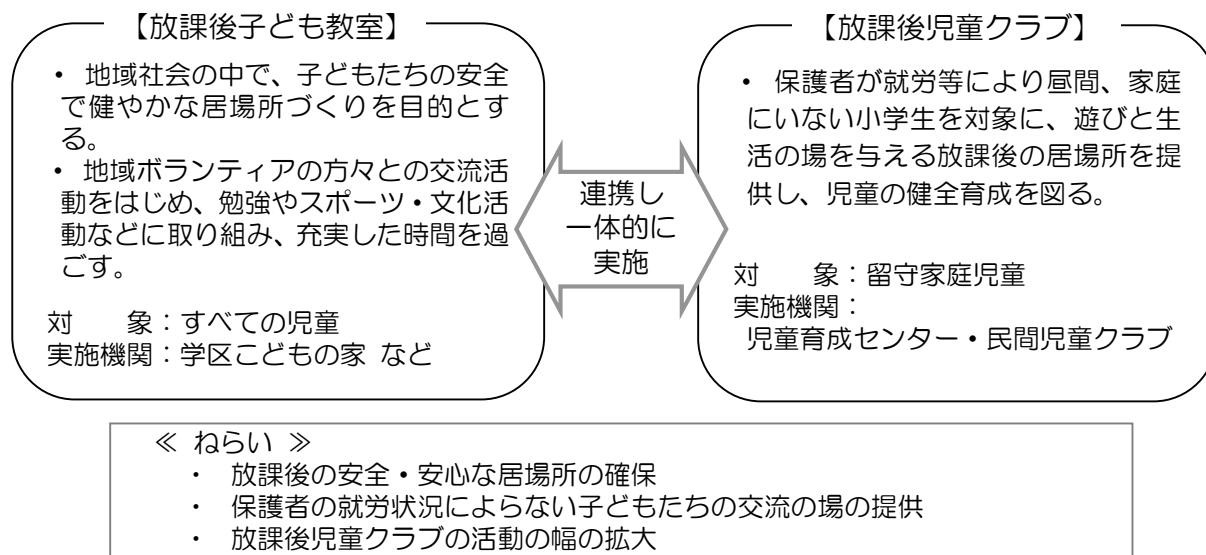


【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



放課後子ども総合プランの推進

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。



● 取り組みの方向性

- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方が設置される学区（平成 31 年度で 35 学区の予定）については、双方の指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。
- ・ 放課後子ども教室の開設のため、学区こどもの家の指導員の増員を進めます。
- ・ 児童数が少なく放課後児童クラブの設置のない学区については、少人数である強みを活かし、放課後子ども教室においてきめ細やかなサービスを提供することで代替機能を担います。

※学校敷地内において放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施する平成 31 年度に達成されるべき目標事業量 2 か所

● 連携体制

- ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設場所については、学校の余裕教室や地域の公共施設等の既存施設を有効活用できるよう、教育委員会や関連部局と連携して進めます。
- ・ 小学校の教室の活用を推進するため、教育委員会会議での説明を行うとともに、教育委員会と市長部局の間で確認書を交わし、施設利用方針や責任体制の明確化を図ります。
- ・ 総合教育会議等を活用して情報を共有し、全市的な視点で放課後対策に取り組みます。

● 開設時間

- ・ 放課後子ども教室は午後 6 時までを基本とし、地域の実状に合わせ延長を検討します。
- ・ 放課後児童クラブは、現状、全クラブ 19 時まで開設しており、今後も現在の開設時間を維持していきます。

1 趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

2 国全体の目標

○平成31年度未までに、以下を実施することを旨す

- ・放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
- ・全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

○新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを旨す

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

3 事業計画

○国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

○市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

(市町村)

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも可

(都道府県)

- ・地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数 等（研修計画）
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

4 市町村の体制、役割等

○「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

5 都道府県の体制、役割等

- 管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置
- 放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、台同の研修を開催

6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

① 学校施設の活用に当たった責任体制の明確化

- 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる
- 事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要

② 余裕教室の活用促進

- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・ 優先的な学校施設の活用が求められている中、運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
 - ・ 既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
 - ・ 市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る
- 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等
 - ・ 放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討

③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・ 学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ・ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ・ 放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

- 全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保
 - ・ 両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要。実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実
 - ・ 共働き家庭等の児童を含めた全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
 - ・ 両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるように、十分留意

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備も可能
- 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可
- 一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

- 学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力が必要
- 両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、定期的・定期的な情報共有を図り、一人一人の児童の状況に共有の上、きめ細かに対応するよう努める
- 保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要
- 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい

(5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

- 児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

- 平成27年4月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定
- 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

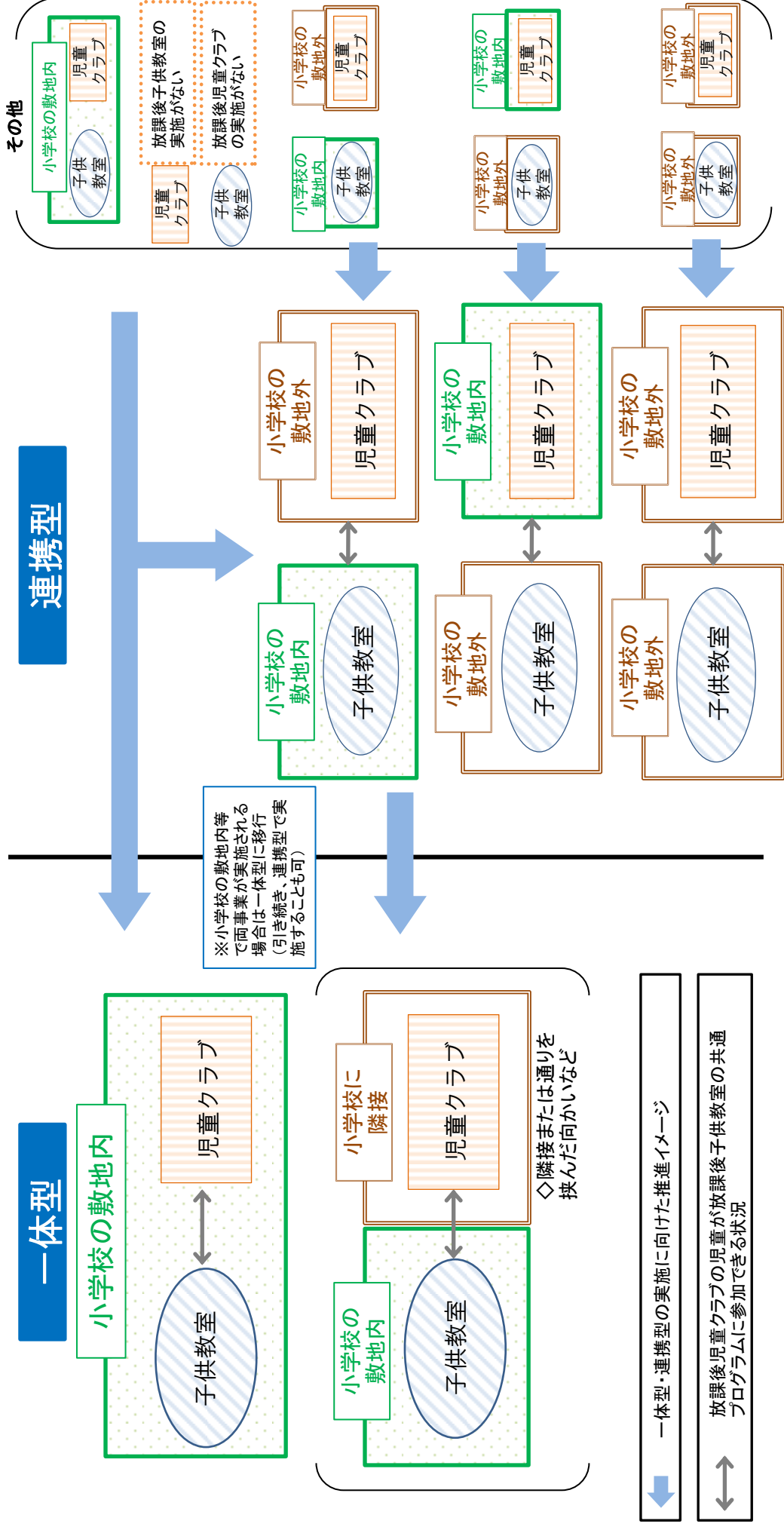
8 市町村等の取組に対する支援

- 「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討
- 効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型・連携型の実施に向けた推進イメージ

「放課後子ども総合プラン」 (平成26年7月策定)

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等を進める。
平成31年度末までに放課後児童クラブと放課後子供教室を全小学校区(2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型として実施を目指す。



※放課後児童クラブと放課後子供教室の実施場所が逆の場合も同様に考える。

※一体型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。

※連携型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所であって、放課後子供教室が実施する共通プログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるものをいう。